

# 税の申告受付相談

平成21年度の市県民税、国民健康保険税などの申告受付相談が始まります。必要な書類を準備して忘れずに申告してください。

相談は税務課（市役所1階）のほか下記のとおり巡回申告相談も行います。申告期限が近づくと会場が大変込み合います。早めに申告しましょう。問い合わせは税務課（☎52-2114）へ。

●申告受付相談の日程

**2/16(月)～3/16(月)まで**

受付時間 平日8時45分～17時(月曜日は18時まで)

※3/15(日)は受け付けます

※3/16(月)は17時までの受け付けです

●会場 税務課(☎52-2114) 市役所1階

●地区巡回申告受付相談の日程●

※対象地区の方以外は受け付けかねます

※会場名の「C」はセンターの略です

月日	時間	会場	対象
2/12(木)	10:00～14:00	つなぎ地区消防コミュニティC	繋
		来内地区集落C	来内
2/13(金)	10:00～14:00	荷軽部地区集落C	荷軽部
		霜畑地区コミュニティC	関
2/17(火)	10:00～14:00	戸呂町地区集落C	戸呂町
2/18(水)	10:00～14:00	小国地区多目的集落施設	小国
2/19(木)	10:00～14:00	霜畑地区営農研修館	霜畑
2/20(金)	10:00～14:00	山形総合C	川井上
2/21(土)	9:30～14:00	宇部公民館	宇部
2/22(日)	9:30～14:00	侍浜公民館	侍浜
2/23(月)	10:00～14:00	山形総合C	川井下
2/24(火)	10:00～12:00	山根公民館	山根
	9:30～14:00	大川目公民館	大川目
2/25(水)	9:30～14:00	小久慈公民館	小久慈
	10:00～14:00	日野沢公民館	日野沢
2/26(木)	9:30～14:00	久喜公民館	久喜・三崎
2/27(金)	9:30～14:00	夏井改善C	夏井
3/1(日)	10:00～15:00	山形総合C	山形町全域

## 申告に必要なものはこちら

- 印鑑
- 預金通帳＝還付金の受け取りや振替に使用します。口座番号などを書いたメモでも構いません
- 所得計算に必要なもの＝◆営業、農業、漁業、不動産などの所得…売上帳、仕入帳、経費帳、支払伝票、領収書などをもとに作成した収支内訳書◆給与や公的年金の所得…源泉徴収票や給与明細書など ※農業所得の申告は簡易計算から収支計算に変わっていますのでご注意ください
- 所得控除に必要なもの＝昨年中に支払った社会保険料(国保、年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料など)、医療費、生命保険料、地震保険料などの支払いを証明するもの

## 便利です「申告の手引き」

申告書の書き方や控除額の計算の仕方などを分かりやすく説明した「申告の手引き」を市役所、山形総合支所、各支所、各公民館に備えています。どうぞご利用ください。また申告用紙を事前に必要とする方はお問い合わせください。

### 申告が必要な方は

市県民税、国民健康保険税の申告が必要な方は平成21年1月1日現在、本市に住所があり平成20年1月1日～12月31日までの間に給与(パート収入を含む)や営業、農業、不動産、配当などの所得があった方です。青色申告や消費税申告の場合は久慈税務署で申告してください。

### ※住所がなくても必要な場合

市内に住所がない方でも家屋敷課税の対象になる方は申告が必要です。

### ※収入がなくても必要な場合

昨年収入がない方でも扶養親族になっていない方や、他市町村に居住する家族などの扶養親族になっている方などは申告が必要です。

### 要チェック！控除の対象

申告の際、控除の対象になる主なものを紹介します。

### ■住宅ローン控除

平成19年1月から税源移譲により所得税が減額されました。そのため住宅ローン控除

で控除できる額が減る場合があります。このような場合に当てはまる方は、今回の申告で市県民税(所得割)から残りの分を控除できます。ただし3月16日(月)までに申告しなければなりませんのでご注意ください。

▽対象は平成18年末までに入居し所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方

▽問い合わせは税務課(☎52-2114)

### ■国民年金保険料などの控除

平成20年中に納めた国民年金保険料は全額「社会保険料控除」の対象になります。申告の際は社会保険料控除証明書をお持ちください。(証明書は20年11月か21年2月のいずれかに送付されます。届かない場合は問い合わせください)

65歳以上の年金受給者本人の介護保険料控除については「平成20年分公的年金等の源泉徴収票」を申告の際にお持ちください。

▽問い合わせは控除証明書専用ダイヤル(☎0570-

070-117)、二戸社会保険事務所(☎0195-23-4111)

### ■障がい者の控除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は控除の対象になります。また、これらの手帳をお持ちでない方でも65歳以上で一定の障がいがあると認められた方は対象になります。

▽必要なもの＝障害者控除対象認定書

### 申告をしないと大変です

国民健康保険に加入されている方は申告をしなければ国民健康保険税の軽減などの適用が受けられません。必ず申告してください。

公営住宅への入居、児童手当、保育園の入園、公的年金や事業資金の融資など各種申請には税の証明書が必要です。申告をしないとこれらに必要な税の証明書の交付が受けられない場合もあります。忘れずに申告してください。

## 国保税の納付お困りの方は相談を

国民健康保険は加入者(被保険者)が国民健康保険税(国保税)を出し合い、病気やけがをしたときの医療費に充てる助け合いの制度です。国保は国保税で運営されているので、税を納めない方がいるとお金が不足してしまい、制度を維持できなくなります。

災害などの特別な事情がなく国保税を滞納している場合は納税している方との公平性が保たれませんので短い期間の保険証を交付したり、医療費の全額を負担いただくなどの措置を取ることになります。

納付が困難な場合は分けて納めることもできます。そのままにせずにお早めにご相談ください。

### 問い合わせ・相談先

- 国保年金課(☎52-2118) 市役所1階
- 収納対策課(☎52-2368) 市役所1階
- 窓口・電話での受付時間＝平日8時30分～17時30分まで(月曜日は18時30分まで)

市役所の窓口延長が行われる月曜日は、18時まで申告相談を受け付けます。どうぞご利用下さい。(相談最終日の3/16を除く)



## 所得税の確定申告は税務署へ

所得税の確定申告が必要な方は平成20年中に所得控除額を超える事業や不動産等による所得があった方などです。作成した確定申告書などは税務署に提出してください。(郵送または持参)

郵送で提出する場合で、申告書(控)に税務署收受日付印が必要な方は、申告書(控)と切手を張った返信用封筒を同封してください。

※所得税の確定申告をした方は市県民税、事業税の申告は必要ありません

### e-Tax ●確定申告は簡単、便利なe-Tax

確定申告は国税電子申告・納税システム「e-Tax」の利用をお勧めします。確定申告の期間中、24時間受け付けています。操作方法も簡単です。詳しくは久慈税務署(☎53-4161)へ。

※e-Taxには住基カードの準備が必要です。詳しくは市民課(☎52-2117)へ

※納税は便利な振替納税をお勧めします